

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 11 月まで  
婚姻後、それまで未納となっていた国民年金保険料をすべて納付しようと思い、昭和 50 年 12 月 16 日に夫と一緒に市役所へ行ったが、申立期間の 8 か月分はそのとき納付することができず、51 年ごろにまとめて納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 12 月 16 日以降に過年度納付し、申立期間直後の 50 年 12 月から 51 年 3 月までの保険料を 51 年 3 月 2 日に現年度納付しており、51 年 3 月 2 日の時点では、申立期間の保険料も納付可能である上、申立期間の保険料を納付したとする 51 年ごろの申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月16日、資格喪失日が19年7月16日とされ、当該期間のうち、18年7月16日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成18年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月16日から同年11月1日まで

A社に平成18年7月16日から19年7月15日まで1年間勤務したものの、事業主が資格取得届を提出しなかったため、申立期間が被保険者となっていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人はA社において平成18年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。ただし、同記録の備考欄には、同日から同年11月1日までの期間については、当該取得手続が20年12月10日付けで行われ、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会において、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているも

のであるが、事業主が提出した勤務表、給与支給明細書の写し及び18年7月16日を厚生年金保険の資格取得日として、20年12月10日に届け出た資格取得届の控え並びに同決定通知書により、申立人は、A社に18年7月16日から19年7月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険資格取得及び標準報酬決定通知書から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の保管する厚生年金保険資格取得届の控え及び同決定通知書から平成20年12月10日付けで、18年7月16日を資格取得日として届け出たことが確認できることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものの、同年7月から同年10月までの保険料については、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅したため、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年9月まで

私の国民年金の加入手続は、父が昭和44年ごろに市役所で行ったという話を聞いたことがあり、また、申立期間の国民年金保険料については、集金に来ていた区長を通じ、父が私と両親の分を毎月納付していたはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に死亡している上、申立人自身も国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないとしていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
会社を退職して国民年金に加入し、毎月集金人（婦人会役員）に国民年金保険料を納付していたので未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付したと主張しているが、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿では、国民年金被保険者資格取得届は昭和 61 年 10 月 27 日に提出されていることが確認でき、申立期間の保険料は過年度保険料となるため集金人には納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金保険料 20,220 円が昭和 63 年 5 月 7 日に郵便局で納付されたことを示す納付書・領収証書が添付されているものの、一方で、当該保険料が時効後に納付されたものであることから、同名簿には 63 年 7 月 2 日に保険料の還付請求書を受け付け、同年 9 月 1 日に 20,220 円を還付したことを示す記録が確認でき、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が所持する家計簿の昭和 61 年 1 月 28 日及び同年 2 月 1 日の欄に「年金の払込みに行く」との記載について、当時婦人会の役員であった申立人の母親が申立人の国民年金保険料を町役場に持参したことを記載したものと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は 61 年 10 月に行われていることから、61 年 1 月 28 日及び同年 2 月 1 日には申立人は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 5 月 20 日から 38 年 12 月 10 日まで、A 社に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に申立期間において勤務していたことは、同僚の証言からも期間を特定することができず、同社は現存しておらず、事業主の連絡先も不明であるため、人事記録等の関連資料を得ることができない上、同僚の証言からも、申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間に係る申立人の氏名の記載は無く、整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 26 日まで  
社会保険庁の記録では、私の平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 26 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額されていることが判明した。A 社の代表取締役として自らの給与を減額した記憶は無いので、減額前の標準報酬月額である 26 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額は、申立人が代表取締役として勤務していた A 社が適用事業所ではなくなった日（平成 11 年 6 月 26 日）の 9 日後の平成 11 年 7 月 5 日に 9 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 26 日までの 26 万円が 9 万 2,000 円に訂正されたことが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、社会保険事務所が保管していた A 社に係る滞納処分票等の記録によれば、同社は、平成 9 年度以降厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所における標準報酬月額に係る訂正処理日の 10 日前である平成 11 年 6 月 25 日付けの記録欄には、「事業主から本日付けで全喪の手続きを取りたい。保険料については責任をもって支払う意向であると申し出る。」との記載も確認できる上、同社が滞納した保険料については、16 年 3 月 23 日に不納欠損の処理が行われている。

また、申立人は当該標準報酬月額の減額の経緯について、「減額した記憶は無い。」と主張しているが、当該滞納処分票等により、申立人は、A 社の代表取締役として、当時の同社における厚生年金保険料の支払い等について関与し、知り得る立場にあったものと推認されることから、代表取締役である申立人は、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、

自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 10 月 10 日まで  
提出した辞令書のとおり昭和 21 年 4 月 1 日から A 社 B 支店に勤務しているので、厚生年金保険への加入が 22 年 10 月 10 日になっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 社 B 支店に在籍していたことは、申立人の妻から提出された辞令書により確認できるが、申立期間当時の同支店の事務を引き継いでいる同社 C 支店は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している A 社 B 支店における同僚について調査を行ったものの、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 22 年 10 月 10 日に資格取得し、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の資格取得日と一致しており、同社同支店に係る資格取得日が 17 年 1 月 1 日から 22 年 6 月 2 日までの同名簿には、申立人の氏名の記載は無い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料

は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 31 日から 21 年 2 月 6 日まで  
昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで、A 社に勤務した。

昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで及び 21 年 2 月 6 日から 25 年 4 月 1 日までは厚生年金保険の被保険者期間であるが、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働者名簿には、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 2 月 5 日までは見習員、同年 2 月 6 日に採用と記載されており、申立人が、申立期間について同社に在籍していたことは確認できるが、同名簿の標準報酬日額は、昭和 19 年度まで記載があるものの、20 年度は記載が無く、申立期間において保険料の控除が無かった可能性を否定できない。

また、申立期間当時、申立人と同じ A 社で勤務していた同僚の中には、申立期間と同時期に資格喪失した者が複数見られる上、同社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 19 年 10 月 1 日に資格取得した後 20 年 3 月 31 日に資格喪失し、その後、21 年 2 月 6 日に再度資格取得した後 25 年 4 月 1 日に資格喪失しており、同名簿の整理番号に欠落は無いことから、社会保険事務所の処理に不自然な点は無い。

加えて、申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年7月1日から33年6月1日まで

A市B町にあったC社に昭和32年7月から33年5月末まで勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたと記憶しているが、同期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険適用事業所として社会保険事務所に記録がある事業所のうち、その事業所名が一致又は類似している事業所は、申立期間当時、A市D町に本店を置いていたE社のみであるが、申立事業所と同社とは、所在地が異なる上、同社に勤務していた従業員が申立人を承知しておらず、また、事業主の妻の出身地が申立人の記憶と異なる等多くの相違がみられ、同社を申立事業所であると推認することはできない。

また、申立人は、申立てに係るC社の事業主、従業員として事務所に常駐していた事業主の妻、その弟及び同僚の正確な氏名を記憶しておらず、これらを端緒として申立事業所を特定することもできない。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 43 年 1 月 6 日まで  
申立期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 3 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。